

公 安 委 員 会 定 例 会 議 の 概 要

開催月日：令和 7 年10月30日（木）

出席者

○公安委員会

久家委員長、渡邊委員、平川委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、
首席監察官、警察学校長、警務部総括参事官、総務課長、刑事企画課長、交通指導課長、
交通規制課長、運転免許課聴聞官、公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協 議 事 項

○ 公安委員会に対する苦情の申出について

警察本部から、公安委員会宛てに送付された苦情の申出についての説明がなされ、その内容を確認の上、受理するとともに、警察本部に調査を指示した。

○ 滞納放置違反金収納率向上のためのインターネット公売登録申請について

警察本部から、国税徴収法第142条第 1 項に基づき放置違反金滞納者から差し押さえた物品を換金処分するため、インターネット公売システム「官公庁オークション」の利用登録を申請することについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり同利用登録を申請することを決裁した。

○ 交通規制の改正について

警察本部から、道路交通法第 4 条第 1 項前段の規定に基づく交通規制の改正に関し、規制種別・場所・理由等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり交通規制の改正を行うことを決裁した。

○ 運転免許の行政処分について

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等に関し、各事案概要、処分内容、被処分者の意見・弁明等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を行うことを決裁した。

報 告 事 項

○ 令和 7 年度服務監察の実施状況について

令和 7 年度服務監察の途中経過に関し、監察実施期間、監察実施項目、監察結果等について報告がなされた。

公安委員から「服務監察の途中経過について報告を受け、重大な不適切事案等はないことが分かり安心した」旨の発言がなされ、警察本部から「引き続きしっかりと服務監察を行い、不適正・不適切の芽が小さい内に正しい方向へ是正してまいる」旨の説明がなされた。

○ 行政不服審査法に基づく審査請求の受理について

警察本部から、個人情報の保護に関する法律の規定による保有個人情報不開示決定を受けた者から提出された行政不服審査法の規定に基づく審査請求書の専決受理に関し、審査請求年月日、審査請求人、審査請求に係る処分の内容、審査請求の趣旨及び理由等について、報告がなされた。

公安委員から「事実関係を確認し、適切に対応していただきたい」旨の発言がなされた。

○ 初任科生に対する実務研修の実施について

警察本部から、令和7年4月1日採用の初任科生（長期課程）に対して、採用時教養の一環として警察署における実務研修を実施することについて、報告がなされた。

公安委員から「研修とはいえ初任科生にとって心理的負担が大きい現場を経験することもあるのか」旨の発言がなされ、警察本部から「そのときの取扱いによる。ただ、そうしたことも警察官にとって必要な経験であり、しっかりと丁寧に育成してまいる」旨の説明がなされた。

そ の 他

○ 術科訓練の視察について

公安委員から「本日、術科訓練の視察をしたが、非常に頼もしく警察の強さを感じた。特別訓練員と話をした際も目が輝いており、やり甲斐があると話していた」旨の発言がなされ、警察本部から「特別訓練員である間は勿論、同訓練員でなくなった後も、それぞれが現場等においてやり甲斐をもって活躍できるよう意を払ってまいる」旨の説明がなされた。